

| 岡山県公報                                                              |  | 発行<br>岡山県 |  |  |  |
|--------------------------------------------------------------------|--|-----------|--|---------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 目次                                                                 |  | 担当課（室）    |  | 目次                                                                                    |  |
| ○ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（県例規集登載） |  | 子ども未来課    |  | ○ 不在者投票を行うことができる施設の指定の一部改正（県例規集登載）                                                    |  |
| 【規則】                                                               |  |           |  |                                                                                       |  |
| ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新                                            |  | 健康推進課     |  |                                                                                       |  |
| 【告示】                                                               |  |           |  |                                                                                       |  |
| ○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請                                             |  | 県民生活交通課   |  |                                                                                       |  |
| ○ 県営土地改良事業計画の縦覧                                                    |  | 耕地課       |  |                                                                                       |  |
| ○ 県営土地改良事業変更計画の縦覧                                                  |  | 〃         |  |                                                                                       |  |
| ○ 〃                                                                |  | 〃         |  |                                                                                       |  |
| ○ 〃                                                                |  | 〃         |  |                                                                                       |  |
| ○ 土地改良区の定款変更の認可                                                    |  | 〃         |  |                                                                                       |  |
| ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了                                            |  | 建築指導課     |  |                                                                                       |  |
| ○ 道路の位置の指定                                                         |  | 〃         |  |                                                                                       |  |
| 【選挙管理委員会】                                                          |  |           |  |                                                                                       |  |
|                                                                    |  |           |  | 選挙管理委員会                                                                               |  |
|                                                                    |  |           |  | 担当課（室）                                                                                |  |

◎岡山県規則第一号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年二月十三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年岡山県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。  
別表第一の三の項中「六十四の項タ」を「六十五の項タ」に改め、同表の四の項中「七十の項ホ」を「七十一の項ホ」に改め、同表の五の項中「七十一の項レ」を「七十二の項レ」に改め、同表の六の項中「七十三の項ウ」を「七十四の項ウ」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第七十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成二十七年二月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

キシ薬局久米店

津山市中北下一一八六一〇

平成二十七年二月一日

〔五一〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成二十七年二月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十七年二月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人やまさくら

三 代表者の氏名

山本 稔

四 主たる事務所の所在地

久米郡美咲町打穴里一六四四番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者（児）及び高齢者に対して社会参加と自己実現のサポート、日常生活動作（ADL）の向上に関する活動を多角的に推進し、人と人が、互いの個性と人格を尊重し合い、共存共栄する社会の実現に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類

〔五二〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、  
県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し  
て十五日以内に知事に申し立てることができる。

平成二十七年二月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 事業及び地区名  
県営土地改良事業（ため池等整備 平山新池地区）
- 二 縦覧に供する書類  
県営土地改良事業（ため池等整備 平山新池地区） 計画書
- 三 縦覧の期間  
平成二十七年二月十三日から同年三月六日まで
- 四 縦覧の場所  
岡山市役所

- 一 事業及び地区名  
県営土地改良事業（ため池等整備 中ノ池地区）
- 二 縦覧に供する書類  
県営土地改良事業（ため池等整備 中ノ池地区） 計画書
- 三 縦覧の期間  
平成二十七年二月十三日から同年三月六日まで
- 四 縦覧の場所  
倉敷市役所

- 一 事業及び地区名  
県営土地改良事業（ため池等整備 高山池地区）
- 二 縦覧に供する書類  
県営土地改良事業（ため池等整備 高山池地区） 計画書
- 三 縦覧の期間  
平成二十七年二月十三日から同年三月六日まで

四 縦覧の場所  
赤磐市役所

一 事業及び地区名  
県営土地改良事業（中山間地域総合整備 矢掛地区）  
二 縦覧に供する書類  
県営土地改良事業（中山間地域総合整備 矢掛地区）計画書  
三 縦覧の期間  
平成二十七年二月十三日から同年三月六日まで  
四 縦覧の場所  
矢掛町役場

一 事業及び地区名  
県営土地改良事業（ため池等整備 柵原地区）  
二 縦覧に供する書類  
県営土地改良事業（ため池等整備 柵原地区）計画書  
三 縦覧の期間  
平成二十七年二月十三日から同年三月六日まで  
四 縦覧の場所  
美咲町役場

# 平成27年2月13日 岡山県公報 第11660号

〔五三〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、県営（ため池等整備 登尾池地区）土地改良事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てることができる。

平成二十七年二月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（ため池等整備 登尾池地区）変更計画書

## 二 縦覧の期間

平成二十七年二月十三日から同年三月六日まで

## 三 縦覧の場所

和気町役場

# 平成27年2月13日 岡山県公報 第11660号

〔五四〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、県営（ため池等整備 宗形池地区）土地改良事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てることができる。

平成二十七年二月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（ため池等整備 宗形池地区）変更計画書

二 縦覧の期間

平成二十七年二月十三日から同年三月六日まで

三 縦覧の場所

岡山市役所

# 平成27年2月13日 岡山県公報 第11660号

〔五五〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、県営（ため池等整備 前池地区）土地改良事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てることができる。

平成二十七年二月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（ため池等整備 前池地区）変更計画書

## 二 縦覧の期間

平成二十七年二月十三日から同年三月六日まで

## 三 縦覧の場所

玉野市役所

〔五六〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、県営（地震対策ため池防災 福谷小原池地区）土地改良事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てることができる。

平成二十七年二月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（地震対策ため池防災 福谷小原池地区）変更計画書

二 縦覧の期間

平成二十七年二月十三日から同年三月六日まで

三 縦覧の場所

瀬戸内市役所

〔五七〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年二月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

滝谷池土地改良区

二 認可年月日

平成二十七年二月二日

〔五八〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による  
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年二月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市岡谷字西角力取山二三九―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区花尻あかね町二―一〇ニクリスマスメゾンB―一〇一

守安 貴博

三 許可番号

岡山県指令建指第二一四号

〔五九〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県備前県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月十三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

| 番<br>号             | 指<br>定<br>年<br>月<br>日 | 道<br>路<br>の<br>位<br>置              | 道路の幅員<br>（メートル） | 道路の延長<br>（メートル） |
|--------------------|-----------------------|------------------------------------|-----------------|-----------------|
| 岡山県指令備前局<br>建第七六八号 | 平成二十七年二月<br>三日        | 赤磐市高屋字内三又四三一番二、四<br>四二番二、四四二番二地先水路 | 四・〇〇〃<br>五・〇〇〃  | 三二・四三           |

◎岡山県選管告示第六号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正し、平成二十七年二月二日から適用する。

平成二十七年二月十三日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

表老人ホームの項中

|                                                                                  |                                                               |    |
|----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|----|
| 倉敷市長楽荘                                                                           | 倉敷市玉島長尾二九五三                                                   | を  |
| 特別養護老人ホーム若宮の杜<br>倉敷市長楽荘                                                          | 岡山市南区箕島三四九一<br>一六<br>倉敷市玉島長尾二九五三                              | に、 |
| 津山市立ときわ園                                                                         | 津山市井口一〇〇一一                                                    | を  |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護グリーンビレッジ瀬戸内<br>特別養護老人ホームくらしき<br>特別養護老人ホームショートステイくらしき<br>津山市立ときわ園 | 倉敷市船穂町柳井原二三<br>〇〇一一<br>倉敷市亀山七八〇一二<br>倉敷市亀山七八〇一二<br>津山市井口一〇〇一一 | に、 |
| 特別養護老人ホーム白亜館                                                                     | 都窪郡早島町早島四九六二一一                                                | を  |

